日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート

外 務 省 経 済 局 平成29年12月15日

【目次】

Ι		日EU・EPAの意義
Ι		市場アクセス交渉の結果3
	1	物品市場アクセス3
	2	物品以外の市場アクセス
Ш		ルール分野の概要 11
1		総則 11
2		物品貿易 12
3		原産地規則 16
4		税関・貿易円滑化19
5		貿易救済 21
6		衛生植物検疫 (SPS) 措置22
7		貿易の技術的障害(TBT)24
8		サービスの貿易・投資自由化・電子商取引25
9		資本移動·支払·移転31
1	0	政府調達 32
1	1	反トラスト及び企業結合34
1	2	補助金35
1	3	国有企業 36
1	4	知的財産 37
1	5	コーポレート・ガバナンス 39
1	6	貿易と持続可能な開発 40
1	7	透明性 42
1	8	規制協力 43
1	9	農業協力 44
2	0	中小企業 45
2	1	紛争解決 46
2	2	
2	3	

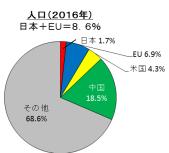
日EU・EPAの意義

(1) 戦略的意義

- EUは、我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値 を共有する重要なグローバルパートナーである。
- 本協定は、戦略的パートナーシップ協定(SPA)と共に、日EU関係を新たな 戦略的な水準に高めるものである。
- ◆ 本協定は、日本とEUとの間で、自由で、公正な、開かれた国際貿易経済システ ムの強固な基礎を構築するものである。
- 保護主義的な動きがある中で、日EUが、自由貿易の旗手として、その旗を高く 掲げ続けるとの強い政治的意思を示すことができたことは誇るべき成果であり、 世界に対する力強いメッセージとなっている。
- 本協定は、質の高い協定として、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済 秩序のモデルとなるものである。

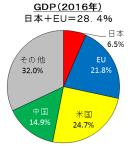
(2) 経済的意義

- EUは、総人口は約5.1億人、世界のGDPの約22%、我が国輸出入総額の 約11%を占め、我が国にとっての主要な貿易・投資相手である。EPAにより、 巨大なEU市場の取込みが実現する。
- その結果として、総人口約6.4億人、世界のGDPの約28%、世界貿易の約 37%を占める日本とEUによる、世界で最大級の規模の、自由な先進経済圏が 新たに誕生することになる。
- EPAは、相互の市場開放等による貿易・投資の活発化、雇用創出、企業の競争 力強化等を含む日EU双方の経済成長に資するものである。EUとの戦略的関係 を強化するのみならず、我が国の成長戦略の重要な柱となる。

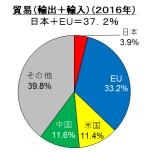


	人口 (2016年, 百万人)	シェア(%)			
日本	127	1.7%			
EU	511	6.9%			
米国	323	4.3%			
中国	1,379	18.5%			
その他	5,102	68.6%			
世界計	7,442	_			

出典: World Bank, World Development Indicators, November 21, 2017 出典: IMF, World Economic Outlook Database, October 2017



GDP (2016年, 10億ドル)	シェア(%)				
4,937	6.5%				
16,448	21.8%				
18,624	24.7%				
11,232	14.9%				
24,127	32.0%				
75,368	-				
	(2016年, 10億ドル) 4,937 16,448 18,624 11,232 24,127				



	貿易(輸出+輸入) (2016年, 10億ドル)	シェア(%)
日本	1,252	3.9%
EU	10,635	33.2%
域内	6,798	21.2%
米国	3,643	11.4%
中国	3,726	11.6%
その他	12,739	39.8%
世界計	31,994	-

出典: IMF. World Economic Outlook Database, November 21, 2017

Ⅱ 市場アクセス交渉の結果

- 1 物品市場アクセス
 - 交渉の結果, 我が国の関税撤廃率は, 約94%(農林水産品:約82%, 工業品:100%)(品目数ベース)となった。
 - これに対し、EU側の関税撤廃率¹は、EU側の公表資料によれば、約99%(品目数ベース)となった。

<日本市場へのアクセス>

(1)農林水産品

(概要)

- 米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家 貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割 当てやセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き 可能となる国境措置を確保した。
- 乳製品のうち、ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含め一括して関税割当てに留め、枠数量については、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、国産と輸入を含めた国内消費の動向を考慮して国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持した上で、限定的な民間貿易枠を設定するに留めたほか、TPPでは関税撤廃となったホエイを関税削減に留めた。
- 豚肉は、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保した。
- ◆ 牛肉は、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保した。
- 林産物は、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保 した。

(米)

・ 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保した。

(麦)

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持した。
- ごく少量の関税割当枠(EU枠)※を設定した(国家貿易・SBS方式)。
- ※ 総輸入量の約 0.005%

(麦芽)

- 現行の関税割当制度を維持するとともに、枠外税率を維持した。
- EUからの現行輸入実績を下回る関税割当枠(EU枠:無税)※を設定した。
- ※ 輸入実績の約4分の3

(砂糖)

・現行の糖価調整制度(輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るた

¹ EU側の撤廃率は、交渉で使用した2012年のHSコードに基づくものであり、2017年の最新のHSコードに基づくものに変換する際、数字が変わる可能性がある。

めの制度)を維持した。

・粗糖・精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠 (無税・無調整金) を設定した。

(でん粉)

- ・現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持した。
- 近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU枠)※を設定した。
 - ※ 糖化・化工でん粉用は調整金を徴収。糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉のうち、片栗粉用等について国産ばれいしょでん粉の購入を条件として無税。

(豚肉)

- 差額関税制度を維持した(分岐点価格(524円/kg)を維持)。
- ・長期の関税削減期間(9年)と輸入急増に対するセーフガード※を確保した。
- ※ 従量税削減部分の発動基準数量:5年目:63,000 → 10年目:105,000 → (牛肉)
- ・関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保した。
- ※ 発動基準数量:初年度:43,500 / →16 年目:53,195 / √ (乳製品)
- 脱脂粉乳・バター等
- ・国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定した。数量※は、最近の追加輸入量の範囲内とした。
- ※ 初年度 12. 857 → 6年目 15. 000 → (生乳換算)
- ホエイ
- ・脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、関税削減に留め(TPPでは関税撤廃)、11年目以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持した。
- ・輸入急増に対するセーフガード※を確保した。
- ※ 発動基準数量:21 年目:8,011 by (脱脂粉乳の国内生産量の6%の水準)

● チーズ

- ・ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、 横断的な関税割当て(枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税)とし、枠数量 ※は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。
- ※ 初年度 20,000 ½→16 年目 31,000 ½, 17 年目以降の枠数量は国内消費の動向を 考慮して設定。

【 TPPでの合意内 】

- シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ:関税撤廃
- ・ 熟成ソフトチーズ (カマンベール等): 関税維持
- ・ 一部のフレッシュチーズ (モッツァレラ等): 関税維持
- ブルーチーズ:関税削減
- プロセスチーズ:関税割当て

EUとの合意内

横断的な関税割当

- ・主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー, ゴーダ等)やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保した(16年目に撤廃)。
- ・プロセスチーズ原料用チーズの国産抱合せ無税の関税割当制度は維持した。 (パスタ、チョコレート菓子等の加工品)
- ・パスタ (マカロニ,スパゲッティ),チョコレート菓子等の加工品については関税 撤廃するものの,長期の撤廃期間を確保した(パスタ,チョコレート菓子,キャンディーは11年目,ビスケットは6~11年目に,それぞれ撤廃)。

(林産物)

・構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保した(段階的削減を経て8年目に撤廃)。

(水産物)

- ・海藻類(のり,こんぶ等)は、関税撤廃等からの「除外」を確保した。
- ・あじ、さば等は、長期の撤廃期間を確保した(16年目に撤廃等)。
- ・なお,漁業補助金については、禁止補助金の対象外とした。 (酒類)
- ・ワイン(ボトルワイン、スパークリングワイン等)については、関税を即時撤廃することとした。
- ・清酒,焼酎等については、関税を11年目に撤廃することとした。(たばこ)
- ・紙巻たばこ(現在は、暫定税率で無税)については、協定税率として無税とすることとした。
- 手巻きたばこ、加熱式たばこについては、関税を6年目に撤廃することとした。
- ・葉巻たばこについては、関税を11年目に撤廃することとした。 (塩)
- 精製塩については、関税を11年目に撤廃することとした。

(2) 工業製品

- 工業製品(経済産業省所管品目)について,品目数及び輸入額(日本向け約5. 6兆円)で、100%を関税撤廃とすることとした。
- EPA発効時点で、工業製品の無税割合が77.3%から96.2%に直ちに 上昇する。
- 化学工業製品,繊維・繊維製品等については,関税を即時撤廃することとした。
- 皮革・履物(現行税率最高30%) については、関税を11年目又は16年目 に撤廃することとした。

<EU市場へのアクセス>

(1)農林水産品

(概要)

〇牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)し、5億人を超えるEU市場に対する我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備することとなった。

現行関税	合意内容
7.7%(醤油)	即時撤廃
8% (冷凍)	関税撤廃(8年目)
3.2% (3kg 以下の小口用)	即時撤廃
12.8%+141.4~304.1 1 - 1 /100kg	即時撤廃
6.5%, 8.3%(植木・盆栽・鉢もの),	即時撤廃
8.5%,10%(切り花)	
15% (冷凍フィレ)	即時撤廃
12.8% (かんきつ (ゆず等))	即時撤廃
9.5ュ-ロ/100kg(ながいも)	
6%~10%(合板等)	即時撤廃
46. 7∼86. 9 1−0/100 kg	即時撤廃
6.4%, 18.7~102.4 1−□/100 kg	即時撤廃
16. 7~142. 3 1−□/100kg	即時撤廃
118.8 1-0/100kg 等(脱脂粉乳)	即時撤廃
189.6ューロ/100kg 等(バター)	
	7.7% (醤油) 8% (冷凍) 3.2% (3kg以下の小口用) 12.8%+141.4~304.1ューク100kg 6.5%,8.3%(植木・盆栽・鉢もの), 8.5%,10%(切り花) 15%(冷凍フィレ) 12.8%(かんきつ(ゆず等)) 9.5ューク100kg(ながいも) 6%~10%(合板等) 46.7~86.9ューク100kg 6.4%,18.7~102.4ューク100kg 16.7~142.3ューク100kg

(注1) コメは、相互に「除外」。

(注2) ※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

(酒類)

- 〇日本産酒類の輸出拡大に向け、関税撤廃に加えて、輸入規制の撤廃や日本産酒類の GIの保護を確保した。
- ・全ての酒類の関税を即時撤廃することとした。
- 「日本ワイン」の輸入規制(醸造方法・輸出証明)の撤廃を確保した。

これまで、EU域外からEU域内への輸出は、EUワイン醸造規則に適合したもの しか認められず、適合している旨の公的機関による証明書を義務付けられていた。

- ⇒新たに、EUは「日本ワイン」の醸造方法を容認することとなった(補糖、補酸、 ぶどう品種の承認等)。
- ⇒協定発効後は、「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能となる。また、認可を受けた業者による自己証明書の容認により、コスト負担が軽減される。
- (注)主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始する。これ により、国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるよ

うになることが期待される。

(参考)「日本ワイン」とは、国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造した果実酒をいう。国際的な認知の向上等のため、ワインの表示ルールとして策定された「果実酒等の製法品質表示基準」において定義が定められている(平成27年10月)。

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和を実現する。

これまで、700mlや1、750ml等の決められた容量以外の容器は流通不可となっていた。

- ⇒協定発効後は、焼酎の四合瓶や一升瓶での輸出が可能となる。
- ・GI「日本酒」などの酒類GIの相互保護を図る。
- ⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる。G I 「日本酒」が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来にわたり日本酒のブランド価値保護が実現される。

(たばこ・塩)

・全ての品目の関税を即時撤廃することとなった。

(2)工業製品

(全体)

- 工業製品(経済産業省所管品目)について、品目数及び輸出額 (EU向け約5.8兆円)で、100%の関税撤廃を獲得した。
- EPA発効時点で、工業製品の無税割合が38.5%から81.7%に上昇する。

(乗用車)

● 乗用車(現行税率10%)は、関税を8年目に撤廃する。

(自動車部品)

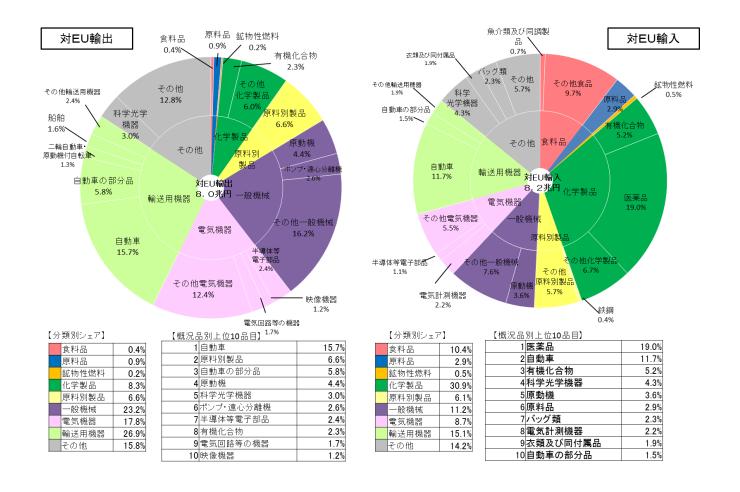
- 自動車部品(ギヤボックスの現行税率3.0%~4.5%, 乗用車タイヤの現行 税率4.5%, エンジン関連部品の現行税率2.7%等)に関し、貿易額ベース で92.1%の即時撤廃で合意した。
- これは、TPPにおける米国の譲許内容及び韓国EU・FTAにおける欧州の譲 許内容を上回る高い水準である。

<自動車部品の即時撤廃率>

一日EU: 品目数:91.5%,輸出額:92.1%一TPP: 品目数:87.4%,輸出額:81.3%一韓EU: 品目数:92.7%,輸出額:90.2%

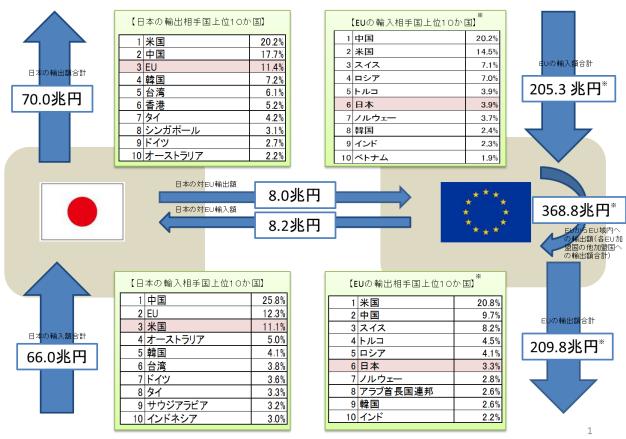
(その他)

- 自動車・自動車部品に次ぐ主力分野である一般機械は,輸出額ベースで86.6%, 化学工業製品は88.4%,電気機器は91.2%の即時撤廃を実現する。
- 14%の高関税が課されていたカラーテレビは、関税を6年目に撤廃する。



3. 貿易 4) 日EU相互関係(2016年)

* 1€=120.20円 (Eurostat exchange rate 2016) で計算



※についてはEurostatのデーダを使用しておりそれ以外は財務省のデーダを使用。

(出典:財務省貿易統計,Eurostat Database)

2 物品以外の市場アクセス

(1) サービス

- サービス分野の市場アクセスの改善については、特定の約束を行った分野のみ自由化の対象となる「ポジティブ・リスト」方式の「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」と比較して、原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙する「ネガティブ・リスト」方式を採用した。
- また、サービスの個別分野毎の自由化の内容についても、GATSと比較して、 EU側が自由化を約束した分野が拡大した。
- なお、日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス(保健、社会保障及び社会保険等)、初等及び中等教育サービス、並びにエネルギー産業等について包括的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保した。

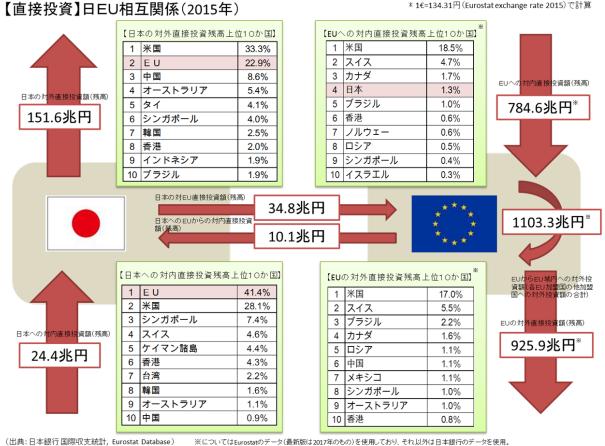
(2) 自然人の入国及び一時的な滞在

● 日EU双方が、設立目的の商用訪問者、<u>投資家</u>、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、<u>独立の自由職業家、短期の商用訪問者、同行する配偶者及び子</u>につき約束した。(下線は、GATSでEUが約束していない区分。)

(3)投資

- 原則全ての分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し、透明性の高い自由化約束を確保した。
- なお、日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス(保健、社会保障及び 社会保険等)、初等及び中等教育サービス、並びにエネルギー産業等について包 括的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保した。





(4)政府調達

- 日EU共にWTO政府調達協定(GPA)に加盟していることから、GPAでそ れぞれが約束している調達機関や物品・サービス等を基本とし、日EU供給者の 政府調達市場への参加を促進するため、日EU双方が市場アクセスの改善を実現 した。例えば、日本側は、都道府県・指定都市が設立する地方独立行政法人等に 対象を拡大、また、中核市の一般競争入札による一定基準額以上の調達(建設サ ービスを除く)に限り、これまでどおり入札参加者の事業所の所在地を資格要件 として定めることを可能としつつ、EU供給者も参加できるようにするなど、W TO等の現行の国際協定とは異なる特別なルールを適用する。EU側は、フラン ス等の13の国の調達機関を新たに対象として追加する。
- 日EUともに競争力を有する鉄道分野の政府調達についても、市場アクセス拡大 のための措置を双方がとることとなり、日本側が安全注釈(運転上の安全に関連 する調達をGPAの対象外とすることができる注釈)を撤廃し、EU側は、GP Aでは日本企業を除外できるとしている車両を含む鉄道産品の一部の調達市場 を日本に開放する。

Ⅲ ルール分野の概要

(注:以下において,「締約者」とは、日本又は欧州連合(EU)を指す。)

1 総則

(1) 概要

● 本協定の目的、用語の定義、地理的適用の範囲、他の国際約束との関係等、協定 全般に関わる事項について規定する。

(2) 主な内容

● 目的

本協定が、日EU間の貿易及び投資を自由化及び促進し、両締約者のより緊密な経済関係を推進することを目的とすることを規定する。

● 一般的定義

本協定において使用される主な用語の定義を規定する。

● 地理的適用

本協定の適用範囲を規定する。

● 租税

本協定は、その規定を実施するために必要な範囲において課税措置に適用される一方、公平かつ効果的な租税の賦課及び徴収の確保を目的とする課税措置の採用、維持又は執行を妨げるものと解してはならないこと等を規定する。

● 安全保障のための例外

本協定が、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約者が考える情報の提供を要求する、又は自国の安全保障上重大な利益の保護のために必要と認める措置をとることを妨げる等と解してはならないことを規定する。

● 秘密の情報

本協定は、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではないこと等を規定する。

● 義務の履行及び授権

本協定の規定の実施のために必要な措置をとることを確保すること等を規定する。

● 他の協定との関係

本協定が、日本とEU又はEU加盟国等との間で締結済みの協定を代替又は廃止するものではないこと等を規定する。

2 物品貿易

(1) 概要

- 物品の貿易に関し、譲許表に従い関税を撤廃又は削減することを規定するとともに、物品の分類、内国民待遇、輸出入の制限、輸出税、輸出競争、輸出入許可手続、輸出入に関する手数料及び手続、再製造品の取扱い等、物品の貿易を行う上での基本的なルールについて規定する。
- 本分野の効果的な実施のために、特別委員会を設立することについて規定する。

(2) 主な内容

ア 適用範囲及び定義

● 農業セーフガード

締約者の原産品である農産品は、WTO農業協定の下でとられる特別セーフガードにより課される税の対象としてはならないこと、本協定の下でとられる農産品についての農業セーフガード措置は附属書に記載することを規定する。

イ 内国民待遇及び物品の市場アクセス

● 物品の分類

締約者間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとすること、各締約者が、他方の締約者の原産品に対し、関税分類に関する法令の適用の統一性を確保することを規定する。

● 内国民待遇

各締約者が、他方の締約者の産品に対し、1994年の関税及び貿易に関する一般協定(GATT:ガット)第3条の規定に従って内国民待遇を与えること等を規定する。

● 輸入関税の削減又は撤廃

各締約者が、他方の締約者の原産品に関し、それぞれの譲許表に従って関税を削減又は撤廃すること等を規定する。また、譲許表に定める特定の農水産品の取扱いについて、本協定発効後5年目の年又は両締約者が合意する年のいずれか早い年において、両締約者による見直しの検討の対象となること、各締約者が国際協定に基づいて第三国に対して本協定よりも有利な取扱いを与えた場合であって、その結果として日本又はEUの市場における均衡に影響を及ぼすときには、各締約者は他方の締約者に対して同等の待遇を与える観点から見直しの検討を行うこと等を規定する。

● 修理及び変更の後に再輸入される産品

一方の締約者から他方の締約者に修理又は変更のために一時的に輸出され,再 輸入される産品について,当該産品の原産地に関わらず,関税を課してはならな いこと等を規定する。

● 物品の一時輸入

締約者は、展覧会等の催しにおいて展示・使用される物品、職業用具、商品見本等、 その法令で特定又は条件付けられる物品について、一定の要件を満たす場合、一時 免税輸入を認めることを規定する。

● 輸出税

いずれの締約者も、他方の締約者の領域への産品の輸出について、関税、内国税、手数料その他の課徴金を維持し、又は採用してはならないこと等を規定する。

● 現状維持

いずれの締約者も、他方の締約者の原産品について、譲許表に従って適用される税率より関税を引き上げてはならないこと等を規定する。

● 輸出競争

締約者は、2015年12月19日の輸出競争に関する閣僚決定で表明された 約束を再確認すること等を規定する。

● 輸出入の制限

いずれの締約者も、他方の締約者の産品の輸入について、又は他方の締約者の関税領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、1994年のガット第11条及びその解釈に係る注釈の趣旨に従って、関税以外のいかなる禁止又は制限も採用し、又は維持してはならないこと等を規定する。

また、特定の物品(鉱物資源)について、締約者が輸出禁止又は制限を採用する意図を有するときは、他方の締約者に書面による通報を行うほか、要請に応じて、他方の締約者との協議のための合理的な機会を提供すること等を規定する。

● 輸出入に関する手数料及び手続

1994年のガット第8条の規定に従い、各締約者が課するいかなる性質の、又は輸出入に関連する全ての手数料及び課徴金が、提供された役務の費用の概算額を限度とし、かつ、国内産品の間接的保護又は輸入に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保すること等を規定する。

● 輸出入許可手続

締約者が、WTO輸入許可手続に関する協定における現行の権利・義務を確認すること等を規定する。また、特定の物品(鉱物資源)に適用される輸出許可手続について、同協定の非自動輸入許可手続に関する規定などが準用されること等を規定する。他方の締約者の要請に応じて、手続の実施に関する問題について協議を行い、かつ、結果について妥当な考慮を払わなければならないこと等についても規定する。

● 再製造品

各締約者が、再製造品を新品として扱わなければならないこと等を規定する。

● 非関税措置

本協定発効日から10年後、又はいずれかの締約者の要請に基づき、締約者は、本協定の枠組みで物品に係る非関税措置の問題が効果的に対処できていないかにつき評価すること、この評価の結果として、共通の関心事項に関する約束範囲の拡大又は追加的約束につき検討するため協議すること、及びこの協議に基づき、共通の関心事項について交渉を開始できること等を規定する。

● 原産国表示

各締約者がそれぞれの法令で定義された食料品、農産品又は水産品を除く物品に対して義務的な原産国表示を適用する場合には、EUにあっては、「Made in Japan」又

は輸入国の現地の言語でこれに類する表示、日本国にあっては、「Made in EU」又は日本語でこれに類する表示を受け入れること等を規定する。

ウ ワイン

(ア) 概要

● 両締約者が、相手国・地域におけるワインのより自由な流通・販売を促進するための規制撤廃、手続等を行うことを規定する。具体的には、(1) EUが「日本ワイン」の醸造方法を承認すること、(2)「日本ワイン」のEUへの輸出に際し、EUが必要な証明に係る規制の緩和を行うこと、(3)日本とEUのそれぞれが相手国・地域でワインに使用されている主要な添加物の指定に向けた手続を行うこと等を規定する。

(イ) 主な内容

● 一般原則

本節に別段の規定がある場合を除き、両締約者間で取引されるワインの輸入及 び販売は、輸入する締約者の領域で適用される法令に従って実施されることを規 定する。

● 「日本ワイン」の醸造方法の承認

EUは、本協定発効日において、「日本ワイン」の醸造方法(補糖、補酸、ぶどう品種の承認等)を承認することを規定する。

● EUへの「日本ワイン」輸出証明に関する承認等

EUは、本協定発効日以降、独立行政法人酒類総合研究所が指定する日本のワイン生産者が自ら証明(EUへのワインの輸出のため、EU法令上必要とされるもの)を行うこと(自己証明という。)等を新たに承認することを規定する。

日本は、本協定発効日以後、EU産ワインに対し、日本へのワイン輸出に必要な証明を導入しないことを規定する。

添加物の指定に向けた手続

日本及びEUが相手国・地域でワインに使用されている主要な添加物(日本の添加物25, EUの添加物28)の指定に向けた手続を行う。当該手続は、日本及びEUのそれぞれの関係法令に従って行われることを規定する。

これは、添加物の指定という結果及びその期限を約束したものではない。

● レビュー、協議及びワインの自己証明の一時的な停止。

両締約者は、添加物の指定に向けた手続に関する規定の実施について、本協定 発効日後2年間、少なくとも年1回共同でレビューを行うことを規定する。

本協定発効日から2年以内に一部の添加物の指定に向けた手続の規定に基づく通知が交換されない場合、両締約者は、実際的な解決策について合意するための協議を行うことを規定する。

本協定発効日から2年以内に一部の添加物について日本において指定が行われたという通知がEUに届かず、他方でEUにおいては然るべく添加物の指定が行われたという通知が行われている場合、かつ、実際的な解決策について協議開

始から3箇月以内に合意できない場合、EUは、日本のワイン生産者による自己証明を一時的に停止することができるとともに、この措置は、日本が添加物指定の通知をEUに送付したとき直ちに解除されることについて規定する。これらの規定は、日本及びEUのSPS協定の権利・義務を変更するものではないことを規定する。

● 現状維持

いずれの締約者も、本節に規定されている事項に関し、本節又は本協定の署名 の時の国内法令に規定されているものを不利な形で改正しないことを約束する ことを規定する。

エ その他

● 情報交換

本協定の実施の監視を目的として、両締約者は、この協定の効力発生後10年間、 毎年、入手可能な最新の暦年の輸入統計を交換すること等を規定する。

● 関税上の特恵待遇の管理に関する特別措置

締約者は、特定の物品について関税上の特恵待遇に係る組織的な関税法令違反が行われていると認定し、かつ、他方の締約者がそのような違反の防止、探知及び対処のために協力することを組織的かつ不当に拒否した場合、本協定に基づく関税上の特恵待遇を一時的に停止できること等を規定する。

● 物品貿易に関する委員会

本章の規定の効果的な実施のために、物品貿易に関する委員会を設立することについて規定する。

(3)附属書

ア 自動車に関する附属書

● 両締約者が、自動車及び自動車部品に関し、高い水準の安全、環境保護、エネルギー効率等を促進し、規制当局間協力及び非関税措置の悪影響の撤廃・防止を通じて貿易と市場アクセスを促進するとともに、自動車基準調和世界フォーラム(WP29)における国際基準調和と国連規則に基づく型式認定の相互承認を強化すること等を規定する。具体的には、国連規則の適用、国内強制規格等、協力、セーフガード、加速化された紛争解決等を規定する。

イ 焼酎に関する附属書

● 日本において生産・瓶詰めされた単式蒸留焼酎は、EU市場において、四合瓶 又は一升瓶で流通することが許されることを規定する。

3 原産地規則

(1) 概要

- 輸入される産品が、本協定に基づく関税の撤廃又は削減(関税上の特恵待遇)の 対象となる原産品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明 手続等について規定する。
- 本協定においては、原産品の累積と生産行為の累積との双方が利用可能な、いわゆる完全累積制度を採用するほか、原産地証明制度に関しては、輸出者(本協定では産品の生産者を含む。)の作成する原産地申告書又は輸入者の知識に基づく申告により産品が原産品であることを証明する自己申告制度を採用している。

(2) 主な内容

ア 原産地規則

● 原産品の要件

他の締約者の原産品に対する関税上の特恵待遇を適用するための要件を規定する。

● 完全生産品

締約者において栽培され、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物 性生産品等を、当該締約者における完全生産品とすることを規定する。

● 十分な変更とは見なされない作業又は加工

締約者における産品の生産において、非原産材料に対し、乾燥・冷凍等の保存作業、包装の変更等、本協定に定める作業のみが行われる場合には、原産品とみなしてはならないことを規定する。

● 累積

一方の締約者の原産品とされる産品が、他方の締約者の産品の生産において材料として使用される場合、当該一方の締約者の産品を当該他方の締約者の原産材料とみなすこと、産品が他方の締約者の原産品であるかどうかを決定するに当たり、一方の締約者において非原産材料について行われる生産を考慮することができること等を規定する。

● 許容限度(僅少)

産品の生産において使用されている僅少の非原産材料が、品目別規則の要件を満たさないときであっても、その産品が原産品であるとみなされる場合の要件を規定する。

● セット

統一システムの解釈に関する通則 3 (b) 及び (c) の規定に従って関税分類が決定されるセットは、全ての構成部分がこの章の規定に従って原産品とされる場合には、締約者の原産品とすること、当該セットが、原産及び非原産の構成部分によって構成される場合であって、非原産の構成部分の価額が当該セットの工場渡し価額又は FOB価額の 15パーセント以下であるときには、当該セット全体を原産品とみなすことを規定する。

● 変更の禁止 (積送要件)

一方の締約者から輸出される原産品であって、他方の締約者において輸入申告 される原産品は、輸入申告される以前に、輸入時の性状から変更等されてはなら ないこと等を規定する。

● 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

産品が、完全に得られるかどうか又は品目別規則に定める加工の要件若しくは 関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定する場合には、一定の附属品、予 備部品、工具又は解説資料その他の資料については考慮しないこと等を規定する。

● 中立的な要素

産品が締約者の原産品であるかどうかを決定するに当たり、原産地を決定する 必要がないものの要素を規定する。

● 輸送用のこん包材料及びこん包容器

輸送用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるかどうか を決定するに当たって考慮しないことを規定する。

● 小売用の包装材料及び包装容器

産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産に使用された全ての非原産材料が品目別規則に定める適用可能な関税分類の変更若しくは特定の加工工程の要件を満たしているかどうか又は当該産品が完全に得られるかどうかを決定するに当たって考慮しないこと等を規定する。

イ 原産地証明手続

● 関税上の特恵待遇の要求

関税上の特恵待遇の要求は、輸出者(本協定では産品の生産者を含む)の作成する原産地申告書又は輸入者の知識に基づく申告に基づくものとすることを規定する。

● 原産地申告書

原産地申告書は、産品が原産品であることを示す情報(当該産品の生産に使用される材料の原産性に関する情報を含む。)に基づき、当該産品の輸出者(本協定では産品の生産者を含む。)が作成することができること、当該輸出者は、作成した原産地申告書の正確性及び提供した情報について責任を負うこと等を規定する。

● 輸入者の知識

産品が原産品である旨の輸入者の知識は、当該産品が原産品であり、この章に 規定する要件を満たすことを示す情報に基づくものとすることを規定する。

● 記録の保管に関する義務

輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者が、関税上の特恵 待遇の要求に用いた文書がその要求の根拠となる場合には、当該文書を産品の輸 入の日から最低3年間保管すること等を規定する。

● 小口貨物及び原産地申告書等の免除

産品が私人から私人に対して小口貨物として送付される場合又は旅行者の携帯 品の一部を成すときであって、一定の条件を満たす場合には、原産品として認め られること等を規定する。

● 確認

輸入締約者の税関当局は、一方の締約者から他方の締約者に輸入される産品が原産品であるかどうか又はこの章のその他の要件が満たされているかどうかを確認するため、輸入申告の時又は産品の引取り前若しくは引取り後に、確認を行うことができること等を規定する。

● 運用上の協力

締約者は、この章の規定の適正な適用を確保するため、産品が原産品であるかどうか及び本章に定める要件の遵守について確認するに当たり、税関当局を通じて相互に協力すること等を規定する。

● 不正行為の防止に関する相互支援

両締約者は、本章の規定の違反の疑いがある場合には、税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定に従って、相互協力を行うことを規定する。

● 関税上の特恵待遇の拒否

輸入締約者の税関当局が、関税上の特恵待遇を与えることを拒否する場合の要件を規定する。

● 秘密性

各締約者は、本章の規定に従って自らに提供される情報の秘密性をその法令に 従って保持するものとし、また、当該情報を開示から保護すること等を規定する。

● 行政上の措置及び制裁

締約者は、産品の関税上の特恵待遇を得るために誤った情報を含む文書を作成する者等に対し、それぞれの法令に従って、行政上の措置及び適当な場合には制裁を科すことを規定する。

ウ 雑則

● セウタ及びメリリャ(スペイン領の飛び地)

本章に基づく原産地規則及び原産証明手続は、日本からセウタ及びメリリャに 輸出される産品並びにセウタ及びメリリャから日本に輸出される産品に対して適 用すること等を規定する。

● 特別委員会の機能

税関に関連する事項及び原産地規則に関する特別委員会の任務を規定する。

● 経過措置

本協定の規定は、本章の規定に適合する産品であって、本協定の効力発生の日に輸出締約者から輸入締約者に輸送中であり、又は輸入税を納付することなく輸入締約者の税関当局の管理下にあるものについて適用することができるが、関税上の特恵待遇の要求が本協定発効日から12箇月以内に輸入締約者の税関当局に対して行われることを条件とすることを規定する。

エ 附属書

● 品目別規則の注釈

本注釈は、原産品と認められるための品目別規則の内容として、関税分類変更基準、加工工程基準、付加価値基準等を規定する。

● その他の附属書

累積を行う際に生産者から取得すべき情報、原産地申告書に記載すべき事項、 アンドラ公国の産品(鉱工業品に限る。)とサンマリノ共和国の産品とに本協定 の原産地規則及び原産地証明手続の規定を準用すること等を規定する。

4 税関・貿易円滑化

(1) 概要

- 関税法令等について透明性及び予見可能性のある適用を確保すること、物品の 迅速な引取りを認めること、税関手続の要件及び作業の簡素化を図ることのほか、 事前教示、リスクに応じた管理、事後調査等について規定する。
- 貿易円滑化の促進や関税法令違反の防止を図るための税関当局間の協力についても規定する。

(2) 主な内容

● 透明性

各締約者は、関税法令その他の貿易関連法令、貿易に関連する一般的な行政上の手続及び関連する情報を、適当な場合には、インターネットによるものを含む容易に利用可能な方法で公表すること、利害関係者からの照会に応じる照会所を指定すること、税関当局等と貿易業者等との定期的な協議を実施すること、手数料や課徴金に関する情報を公表すること等を規定する。

● 輸出入及び通過のための手続

各締約者は、関税法令その他の貿易関連法令を、予見可能性、一貫性及び透明性があり、かつ無差別な態様で適用すること、税関手続を国際的な基準及び勧告された慣行に適合させること、通関業者等の利用を義務付けないこと、法令で定める基準を満たす業者に対して物品引取前の税関管理に関して有利な待遇を与えること等を規定する。

● 物品の引取り

各締約者は、その法令の遵守を確保するために必要な期間内に迅速な物品の引取りを許可することについて定め、物品の到着前に書類等を事前に電子的に提出することを認め、かつ、関税等の最終的な決定の前に物品の引取りを認める税関手続を採用し、又は維持することを規定する。

● 税関手続の簡素化

各締約者は、中小企業を含む貿易業者等のために税関手続の費用及び時間を削

減するために税関手続の要件及び作業の簡素化に向けて努力すること,締約者の 法令で定めた基準を満たす貿易業者等が追加的な税関手続の簡素化の恩恵を受 けられる措置を採用し、又は維持すること等を規定する。

● 事前教示

各締約者は、電子的な様式を含む書面による要請がある場合に、税関当局を通じ、関係する物品に与えられる待遇について事前の教示を行うこと等を規定する。 事前の教示は、物品の関税分類、物品の原産性、その他関税評価等、締約者が合意する事項を対象とすることを規定する。

● 異議の申立て及び審査の請求

各締約者は、税関当局等が行政上の決定を行う対象となる全ての者に対し、異議を申立て、又は審査を請求する権利を保障すること、かかる異義の申立て及び審査は、効果的で、無差別で、容易に利用可能な方法で、合理的な期間内に実施されること等を規定する。

● リスクに応じた管理手法

各締約者は、その税関当局がリスクの高い物品の検査活動に集中できるようにし、及びリスクの低い物品の引取りを迅速化する、リスクに応じた管理手法の制度を採用し、又は維持すること、リスクに応じた管理手法は適切な選定基準によるリスクの評価に基づき適用すること等を規定する。

● 通関後の監査(事後調査)

物品の引取りを迅速化するため、各締約者は、関税法令等の遵守を確保するための通関後の監査(事後調査)を採用し、又は維持すること、通関後の監査(事後調査)の結果をリスクに応じた管理手法を適用する際に利用すること、通関後の監査(事後調査)の対象をリスクに応じた方法で選定すること等を規定する。

● 通過及び積替え

各締約者は、適切な管理を維持しつつ、他方の締約者からの通過物品若しくは 積替え物品、又は他方の締約者への通過物品若しくは積替え物品の移動を促進す るための手続を採用し、又は維持することを規定する。

税関当局間の協力

両締約者の税関当局は、関税法令の遵守を確保しつつ貿易円滑化を促進し、サプライチェーン・セキュリティを改善するため、本章に定める事項について協力を強化することを規定する。

● 一時輸入

各締約者は、物品の一時輸入に当たり、その原産地に関わらず、国際条約の規定に従い、他方の締約者によって発行されたATAカルネの利用を認めることを規定する。

● 税関関連事項・原産地規則に関する特別委員会

本分野の規定の効果的な実施のために、税関関連事項・原産地規則に関する特別委員会を設立することについて規定する。

5 貿易救済

(1) 概要

- 本協定に基づく関税の譲許により、特定の産品の輸入が増加し、国内産業に重大な損害を与え、又はそのおそれがある場合、当該産品に対し、一時的に緊急措置(セーフガード措置)をとることができることを規定するとともに、その発動に当たり必要となる手続的要件(発動期間等の条件及び制限、調査の際の通報、協議等)について規定する。
- 世界向けのセーフガード措置、ダンピング防止措置及び相殺関税措置について も規定する。

(2) 主な内容

● 二国間セーフガード措置

本協定に基づく関税の引下げ又は撤廃の結果として原産品の輸入が急増したことにより、当該増加した数量が一方の締約者の国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こしている場合には、一定の期間、本協定の下での関税譲許を一時的に停止するか、一定の水準まで関税を引き上げることができることを規定する。その他、セーフガード措置の再発動の一定期間の禁止、発動期間等の条件と制限、調査の際の通報、協議等を規定する。

● 世界向けのセーフガード措置

本協定における貿易救済に関するいかなる規定も、1994年のガット第19 条及びセーフガードに関する協定に基づく世界向けのセーフガード措置をとる ことを妨げるものではないこと等を規定する。

● ダンピング防止措置及び相殺関税措置

1994年のガット第6条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく自国の権利・義務を留保する旨等を規定する。その他、透明性及び重要事実の開示、公共の利益の考慮、ダンピング調査を規定する。

6 衛生植物検疫(SPS)措置

(1) 概要

- 人,動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な措置を科学的な原則に基づいてとる権利を認めた上で、各締約者が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対して不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保する規定を設けている。
- 具体的には、WTO・SPS協定の権利・義務の再確認、危険性の評価、輸入条件、及び輸入手続、監査、施設のリスト化、地域的な状況に対応した調整、透明性及び情報交換、技術的協議、措置の同等、緊急措置等について規定する。
- 本章の効果的な実施及び運用のために、特別委員会を設立することについて規定 する。
- 日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食の安全が脅かされることはない。

(2) 主な内容

● WTO・SPS協定の権利・義務の再確認

両締約者は、WTO・SPS協定に基づく権利・義務を再確認すること、及び本協定のSPSに関する規定がWTO・SPS協定の下での権利・義務に影響を及ぼさないことを規定する。

● 権限ある当局と連絡窓口

本協定の効力発生時に、両締約者が、本章の実施に関する権限のある当局及び 当該当局の連絡窓口を互いに通知すること、並びにこれらの点に変更が生じた場 合にも改めて通知することを規定する。

● 危険性の評価

締約者は、SPS措置が、WTO・SPS協定の関連規定に従った危険性の評価に基づくことを確保することを規定する。

● 輸入条件.輸入手続及び貿易円滑化

承認及び許可の手続を含め、SPS措置の実施を確認し及び確保するための輸入手続に関し、それらの手続がWTO・SPS協定に従って簡素化、迅速化され、不当に遅延することなく実施されること、また、要求される情報は適切な管理、検査及び承認の手続に必要なものに限られること等を規定する。

● 監査

本章の効果的な実施における信頼の醸成と維持のため、締約者は輸出締約者の全部又は一部の検査・証明制度等の監査を実施する際に相互に支援すること等を規定する。

● 施設のリスト化のための手続

輸入締約者により求められる場合には、輸出締約者の権限ある当局は、輸入締約者の輸入条件を満たす施設のリストを作成及び更新し、並びに輸入締約者に同 リストを提供することを確保する等を規定する。

● 地域的な状況に対応した調整

輸入締約者は、輸出締約者の要請に応じて輸入条件を定め又維持する場合には、 輸出締約者が定めた地域等を、輸入を承認又は維持する決定に向けた検討の基礎 として認めること等を規定する。

● 透明性及び情報交換

WTO・SPS協定の関連規定に従い、締約者は、輸入条件を含むSPS措置、並びに管理、検査及び承認手続の透明性を確保し、各締約者のSPS措置及びそれらの適用に関する相互の理解を強化し、並びに他方の締約者の妥当な要請に応じてSPS措置及びそれらの適用についての情報提供を速やかに行うこと等を規定する。

● 技術的協議

締約者は、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康について、又は他の締約者が提案若しくは実施する措置について重大な懸念を有する場合には、技術的協議を要請することができることのほか、その技術的協議の手続等を規定する。

● 緊急措置

締約者が人,動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を 採用する場合には、当該締約者の権限ある当局は、当該措置を他方の締約者の当 局に直ちに通報すること、輸入締約者は、科学的な根拠無しに当該緊急措置を維 持しないことを確保すること等を規定する。

● 措置の同等

輸出締約者がその措置が輸入締約者のSPS上の適切な保護の水準を達成していることを客観的に証明する場合には、輸入締約者は、当該輸出締約者の当該SPS措置を同等なものと認めること等を規定する。

● 衛生植物検疫に関する特別委員会

本章の規定の効果的な実施のために、衛生植物検疫に関する特別委員会を設立することついて規定する。

(3)附属書

両締約者の食品添加物の指定手続について,透明性及び予見可能性の観点から, 関連ガイドラインの公表等,指定手続の明確化に関することを規定する。

7 貿易の技術的障害(TBT)

(1) 概要

- 強制規格,任意規格及び適合性評価手続が貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や透明性の確保等を規定する。具体的には、WTO・TBT協定の再確認及び組込み,強制規格,国際規格,任意規格,適合性評価手続,透明性,協力等について規定する。
- 本章の効果的な実施及び運用のために、特別委員会を設立することについて規定 する。

(2) 主な内容

● WTO・TBT協定の再確認と組込み

両締約者は、WTO・TBT協定に基づく権利・義務を再確認するとともに、 同協定の特定の条文を本協定に組み込むことを規定する。

● 強制規格

強制規格を作成する際、締約者は、利用可能な代替案を評価すること、既存の措置については適切な期間で見直すこと等を規定する。また、各締約者は、自国・地域の全領域において、強制規格で定められた製品を市場で販売する要件を統一的にかつ一貫性を確保して適用することを規定する。

● 国際規格

国際規格を作成し得る国際機関等の名称を例示しつつ、それらの機関が作成した規格は、WTO・TBT委員会の決定(「国際規格の6原則」)に規定された原則及び手続に従うことを条件として、関連する国際規格として考慮されることを規定する。また、国際標準化活動や先端分野における国際規格作成で協力することも規定する。

● 任意規格

各締約者は、国家標準化機関又は地域標準化機関が、国家規格又は地域規格を立案、制定及び適用する際の規律(適正実施規準)を受入れ及び遵守することを再確認すること等を規定する。

● 適合性評価手続

相互承認協定をはじめ、適合性評価手続の結果の受入れを促進するための広範な仕組みが存在することを認め、それらに関する情報交換を行うこと、国際的な協定又は取決めへの参加を検討すること、日欧MRAに従って相互承認の分野で協力すること等について規定する。

● 透明性

締約者は、強制規格及び適合性評価手続案をWTOに通報した後、原則として 60日間、他方の締約者が意見をすることを許容すること、強制規格の公表と実 施の間に適当な期間を設けることとし、その「適当な期間」は、通常少なくとも 6箇月間とすることに合意することを規定する。

● 市場の監視

締約者は、市場の監視及び執行活動について情報を交換すること、市場の監視

を実施する当局と、製造者、輸入者及び流通者を含む関係者の利益相反がないことを確保すること等を規定する。

● 証票及びラベル

締約者は、強制規格が証票及びラベルによる表示に関する要件を含み又は当該 要件のみを扱い得ることに留意することを規定する。

● 協力

締約者は、任意規格、強制規格及び適合性評価手続の分野で協力を強化すること等について規定する。

● 連絡部局及び貿易の技術的な障害に関する特別委員会

締約者は、日本国政府及び欧州委員会に連絡部局を指定すること、貿易の技術的な障害に関する特別委員会を設立することについて規定する。

8 サービスの貿易・投資自由化・電子商取引

(1) 概要

● 投資自由化、国境を越えるサービスの貿易、電子商取引に関する全体的な枠組みのほか、金融サービス(金融規制協力を含む。)、電気通信サービス、郵便・クーリエサービス、国際海上運送サービス等の分野別の枠組み、及び自然人の入国及び一時的な滞在に関する枠組みを規定する。

(2) 主な内容

ア総則

● 特別委員会

本章の効果的な実施及び運用のために、サービスの貿易・投資自由化・電子商取引に関する特別委員会を設立することについて規定する。

● 見直し

各締約者は、適当な場合には、留保表に規定されている適合しない措置の削減 又は除去のために努力すること、及び締約者は、本章の規定の改善のため法的枠 組み及び投資環境を見直すことを規定する。

イ 投資自由化

(ア) 概要

- 直接投資(FDI)を行う企業家及び設立した企業を対象として、企業の設立・ 運営段階の内国民待遇及び最恵国待遇のほか、市場アクセスの付与、特定措置の 履行要求の禁止等について規定する。
- 投資については、原則として、全ての分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し、透明性の高い自由化約束を確保している。
- それに加え、協定発効後に自由化の程度をより悪化させないことを約束する、い

わゆるラチェット条項を採用し、法的安定性と予見可能性を高めている。

● なお、日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス(保健、社会保障及び社会保険等)、初等及び中等教育サービス、並びにエネルギー産業等について包括的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保している。

(イ) 主な内容

● 市場アクセス

いずれの締約者も、他方の締約者の企業家及び企業に対する数量等の制限、又は法定の事業体若しくは合弁企業について特定の形態を制限し若しくは要求する措置を維持し、又は採用してはならないことを規定する。

● 内国民待遇

各締約者は、他方の締約者の企業家及び企業に対し、同様の状況にある自国の 企業家及び企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定する。

● 最恵国待遇

各締約者は、他方の締約者の企業家及び企業に対し、同様の状況において非締約者の企業家及び企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定する。

経営幹部・取締役会

いずれの締約者も、締約者の企業に対し、特定の国籍の者を役員、管理職又は取締役に任用することを要求してはならないことを規定する。

● 特定措置の履行要求

いずれの締約者も、その領域における企業の設立又は運営に関し、現地調達、技術移転、ライセンス契約における特定の使用料等の採用等、特定措置の履行要求を課し、また当該事項を約束し又は履行することを強制してはならないこと等について規定する。

● 適合しない措置

市場アクセス,内国民待遇,最恵国待遇,経営幹部・取締役会及び特定措置の履行要求の禁止規定は、附属書 I (現在留保)の表に記載される現行の非適合措置には適用しないこと、附属書 I (将来留保)の表に記載される分野等に関する措置には適用しないこと等を規定する。なお、附属書 I (現在留保)の表に記載される措置の改正は、当該改正の直前における当該措置と上記規定の義務との適合性の水準を低下させないものに限ることを規定する(いわゆるラチェット条項)。

● 利益の否認

非締約者の自然人又は法人によって所有され、又は支配される他の締約者の企業家や企業に対して、一定の場合にこの章の規定による利益を否認できることを規定する。

● 附属書

附属書 I (現在留保)には、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、経営幹部・取締役会及び特定措置の履行要求の禁止規定に適合しない現行措置、附属書 II (将来留保)には、当該規定が適用されない分野等がそれぞれ記載される。

※ 投資保護規律及び投資紛争解決手続は継続協議。

ウ 国境を越えるサービスの貿易

(ア) 概要

- 越境の態様によるサービスの提供及び海外消費の態様によるサービスの提供に関し、市場アクセス、内国民待遇及び最恵国待遇の義務について規定する。
- 国境を越えるサービスの貿易については、投資と同様、原則として、全ての分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用している。これは、WTOサービスの貿易に関する一般協定(GATS)が採用しているポジティブ・リスト方式(市場アクセス及び内国民待遇等の義務を約束する分野のみを列挙する方式)と比較して透明性が高い。
- それに加え、協定発効後に行う措置の改正で自由化の程度をより悪化させないことを約束する、いわゆるラチェット条項を採用し、法的安定性と予見可能性を高めている。
- なお、日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス(保健、社会保障及び 社会保険等)、初等及び中等教育サービス、並びにエネルギー産業等について包括 的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保している。

(イ) 主な内容

● 適用範囲

国境を越えるサービスの貿易に関する規律の適用範囲について規定する。なお、 内航海運、航空サービスの一部、政府調達、音響・映像サービス及び補助金については適用しないことを規定する。

● 市場アクセス

いずれの締約者も、サービス提供者の数等の制限、及び法定の事業体若しくは合弁企業について特定の形態を制限し若しくは要求する措置を採用し又は維持してはならないことを規定する。

● 内国民待遇

各締約者は、他方の締約者のサービス及びサービス提供者に対し、自国・地域の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定する。

● 最恵国待遇

各締約者は、他方の締約者のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況 において非締約者のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない 待遇を与えることを規定する。

● 適合しない措置

市場アクセス,内国民待遇及び最恵国待遇の規定は、附属書 I (現在留保)の表に記載される現行の措置には適用しないこと、附属書 I (将来留保)の表に記載される措置には適用しないこと等を規定する。なお、附属書 I (現在留保)の表に記載される措置の改正は、当該改正の直前における当該措置と上記規定の義

務との適合性の水準を低下させないものに限ることを規定する(いわゆるラチェット条項)。

● 利益の否認

締約者は、非締約者の自然人又は法人によって所有又は支配される他の締約者のサービス提供者及びサービスに対し、一定の場合にこの章の規定による利益を否認できることを規定する。

● 附属書(投資自由化に関する附属書と共通。)

附属書 I (現在留保)には、市場アクセス、内国民待遇、及び最恵国待遇の規定に適合しない現行措置、附属書 II (将来留保)には、当該規定に適合しない措置をそれぞれ規定する。

エ 自然人の入国及び一時的な滞在

(ア) 概要

● 締約者間の商用目的を有する自然人の入国及び一時的な滞在の許可,許可の要件及び透明性の向上等について規定する。また,当該自然人の入国及び一時的な滞在に関する分野毎の約束を規定する。

(イ) 主な内容

● 総則及び適用範囲

この節の規定は、締約者の自然人の他方の締約者の領域への入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用すること、労働及び社会保障措置に関する締約者の法令の全ての要件は、最低賃金等に関する規制を含め、適用され続けること等について規定する。

● 一般的義務

各締約者は、この節の規定に従って、当該締約者の出入国管理法令を遵守する 商用目的の他方の締約者の自然人の入国及び一時的な滞在を許可すること等を規 定する。

● 透明性

各締約者は、自然人の入国及び一時的な滞在に関する情報を公に利用可能にすること、当該情報には、可能な場合には、査証等の種別、必要書類及び申請方法等を含めること、新たないかなる要件及び手続の導入又はいかなる要件及び手続の変更についても、速やかに他方の締約者に通知するよう努めることを規定する。

● 連絡部局

締約者は、この節の規定の効果的な実施及び運用のため、連絡部局を指定すること等について規定する。

● 設立目的の商用訪問者,企業内転勤者,投資家,契約に基づくサービス提供者, 独立の自由職業家及び短期商用訪問者

各締約者は、附属書に規定する約束に従い、他方の締約者の設立目的の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家及び短期商用訪問者の入国と一時的滞在を許可すること等について規定する。

● 附属書

附属書には、設立目的の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、短期商用訪問者、 契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の入国区分に関し、許可され 得る滞在期間、従事することができる業務内容等、締約者毎の約束を規定する。

オ 規制の枠組み

(ア) 概要

● 国内規制及び一般に適用される規定のほか、郵便・クーリエサービス、電気通信サービス、金融サービス及び国際海上運送サービスの各サービス分野特有の状況に対処するため、合計4つの実体分野の規制の枠組みについて規定する。

(イ) 主な内容

● 国内規制

国境を越えるサービスの貿易及び投資等に影響を及ぼす免許要件,免許の手続, 資格要件,資格の審査に係る手続及び技術上の基準に関連する措置が、客観的な かつ透明性のある基準等に基づくこと等を規定する。

● 一般に適用される規定

各締約者は、一般に適用される全ての措置であって、サービスの貿易に影響を 及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保すること等 について規定する。

● 郵便・クーリエサービス

各締約者は、ユニバーサルサービス義務を負う郵便及びクーリエサービスの提供者が、一定の内部相互補助により、違法な私的独占に該当する方法で他の企業の事業活動を排除しないこと等を確保すること、国境手続に関し、国際クーリエサービスに不当に不利な待遇を与えないこと等、郵便・クーリエサービスの提供に関する規制の枠組みについて規定する。

● 電気通信サービス

公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス及び利用,移動端末サービスの番号ポータビリティ,公衆電気通信の伝送サービスの再販売,公衆電気通信の伝送網又は伝送サービス提供者間の相互接続,競争条件の確保のためのセーフガードを始めとする主要なサービス提供者に関する義務,規制当局の独立性及び公平性,電気通信ネットワーク又はサービスを提供するための許可,希少な資源の分配及び利用,電気通信に関する紛争解決,国際移動端末ローミング等について規定する。

● 金融サービス

新たな金融サービス, 自主規制団体, 支払及び清算の制度へのアクセス許可, 郵便保険事業体による保険サービスの提供等について規定する。なお, 金融サー ビスの規定は, 社会保障制度又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成 する活動(公的医療保険を含む。)等には適用されない旨も規定する。

● 金融規制協力

締約者は、金融サービスに関する規制及び監督の枠組みの相互依拠の実現に向けて努めること等について規定するとともに、金融規制協力の枠組みについて、 事前の情報交換及び協議のメカニズム等を規定する。

● 国際海上運送サービス

締約者によるカーゴ・シェアリングに係る取決めの採用又は維持を禁止する規定のほか、他方の締約者の国際海上運送サービス提供者に対し、自国・地域のサービス提供者に与える条件よりも不利でない設立及び運営条件に基づく自国・地域での企業の設立の許可を与えること、水先案内等、自国の港における特定のサービスを合理的かつ無差別的な条件で他方の締約者の国際海上運送サービス提供者に利用可能なものとすること等について規定する。

力 電子商取引

(ア) 概要

- 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止,ソース・コード開示要求禁止,電子商取引の利用に係る消費者保護に係る措置を採用・維持することの重要性,電子認証・電子署名や電子的な手段による契約であることのみを理由とした法的有効性の否定の禁止等について規定する。
- そのほか、電子商取引に影響を及ぼす国内規制措置、要求されていない商業上の 電子メッセージ(迷惑メール)に関する措置等について規定する。

(イ) 主な内容

● 関税

いずれの締約者も、電子的な送信に対して関税を賦課してはならないことを規定する。

● ソース・コード

いずれの締約者も、他方の締約者の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求することができないことを 規定する。

● 国内規制

各締約者が、一般に適用される全ての措置であって電子商取引に影響を及ぼす ものが、合理的、客観的及び公平な方法で実施されることを確保することを規定 する。

● 電子的手段による契約の締結

いずれの締約者も、電子的な取引を規制する措置について、契約が電子的な手段による締結であることのみを理由として、当該契約の法的効力等を否定する措置を採用し、又は維持してはならないこと等を規定する。

電子認証及び電子署名

各締約者は、署名が電子的な形式によるものであることのみを理由として当該 署名の法的な有効性を否定してはならないこと、いずれの締約者も、電子的な取 引の当事者が当該取引のための適当な認証の方式を相互に決定することを禁止 する等の措置を採用し、又は維持してはならないこと等を規定する。

● 消費者保護

締約者は、電子商取引に適用される消費者保護の措置を採用し又は維持することの重要性、電子商取引に関連する消費者保護に権限を有する当局間で消費者保護を促進するために協力することの重要性等を認めることを規定する。

● 要求されていない商業上の電子メッセージ(迷惑メール)

各締約者は、要求されていない商業上の電子メッセージに関し、各締約者の法令によって特定された方法により、メッセージを受信することへの事前同意を受信者から要求する措置を採用し又は維持すること等を規定する。

● 自由なデータ流通

締約者は、本協定の発効後3年以内に、自由なデータ流通に関する条項を含める必要性を再評価することを規定する。

9 資本移動・支払・移転

(1) 概要

● 日EU間で行われる資本の移動や資金の支払い等は原則自由に行われること,一 定の特別な状況が生じた場合にこれを例外的に制限できるセーフガード措置等 について規定する。

(2) 主な内容

● 資本の移動及び資金の支払い等の自由

各締約者は、一定の場合を除くほか、自国の領域に向けた又は自国の領域からなされる資本の移動や資金の支払い等が両替可能な通貨で、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを許可すること等を規定する。

● 一時的セーフガード措置

本協定のいずれの規定も、締約者が、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等に、経常勘定取引及び資本の移動に関する資金の移転等について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと、一時的セーフガード措置はIMFやWTOの関連規定と整合的でなくてはならないこと、他の締約者に通報の上協議を行うこと等を規定する。

10 政府調達

(1) 概要

- 本協定が対象とする調達機関が、基準額以上の物品・サービスを調達する際の規律を規定する。具体的には、日EUが共に加入しているWTO政府調達協定(GPA)を基本とし、本協定の適用対象となる調達の入札の手続、調達手続における透明性・公平性を確保するためのメカニズム、適用範囲の修正・訂正の手続等について規定する。
- ◆ 本章の効率的で円滑な実施を確保するための委員会の設置及び照会所の設置について規定する。

(2) 主な内容

● GPAの組込み

GPAを本協定の政府調達分野に組み込むこと、これらについても本協定の紛争解決手続の適用対象となることを規定する。

● GPAに追加される適用範囲

附属書に特定するGPAの条項は、附属書が掲げる調達(GPAに追加して本章の適用対象とするもの。)に適用することを規定する。

● GPAに追加される規律

GPAの附属書に掲げる調達及び本協定の附属書に掲げる調達に対し、適用する追加的な規律を規定する。その主な内容は以下のとおり。

> 公示の公表

調達計画又は調達予定は、インターネット上のシングルアクセスポイントを通じて無料で閲覧できることを規定する。

▶ 参加のための条件

調達機関は、国内法に定めがある場合を除き、他方の締約者において設立された供給者が自然人又は法人であるかのみをもって、当該供給者の入札への参加を排除してはならないことを規定する。また、調達機関は、入札参加条件を設定するに当たり、調達の要件を満たすために不可欠な関連する過去の経験を要求することができるが、自国・地域の領域でかかる過去の経験が得られていることを条件として課してはならないことを規定する。

供給者の資格の審査

締約者が供給者の登録制度を維持する場合、関心を有する供給者はいつでも登録を申請することができ、調達機関は登録が行われたか否かに関し、供給者に情報を提供することを規定する。また、我が国の経営事項審査制度に基づき、EUの供給者が審査されるときは、日本は、かかる審査を実施する当局が差別的でない態様で評価すること等を確保することを規定する。

▶ 選択入札

調達機関が入札において供給者の数を制限する場合においては、入札書を提出することを許可される供給者の数は、調達制度の運用の効率性に影響を

与えない範囲で競争を確保することを規定する。

> 試験結果

技術仕様の基準等への適合性を判断するために適合性評価機関の試験結果等の提出を要求する場合には、各締約者(調達機関を含む。)は、相互承認協定(MRA)の規定に従って、他方の締約者の適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果を受け入れること等を規定する。

▶ 国内の審査のための手続

苦情申立ての審査機関は供給者からの苦情申立てを、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な態様で審査し、違反又は不遵守があった旨決定する場合には、審査機関は入札時における差別的な仕様の削除等の是正措置をとることができること等を規定する。

適用範囲の修正及び訂正

適用範囲の対象を修正する際の異議申立て、協議等及び適用範囲の対象を訂正する際の通報等に係る手続を規定する。GPAの附属書 I に関し同第19条に従って修正・訂正が有効となる場合は、当該修正・訂正は自動的に本協定の政府調達分野において有効となることを規定する。

● 政府調達に関する委員会

本分野の規定の効果的な実施のために、政府調達に関する委員会を設立することについて規定する。

(3)附属書

● GPAの適用範囲に追加してこの章の適用を受ける政府調達の対象範囲を日EU それぞれについて記載する。これら追加的な対象範囲に対して適用するGPAの 条文番号を列挙する。

11 反トラスト及び企業結合

(1) 概要

● 公正で自由な貿易・投資を確保するために、反競争的行為に対して適切な措置を とること及び反競争的行為に対し当局間で互いに協力すること等について規定する。

(2) 主な内容

● 原則

締約者は、締約者間の貿易及び投資関係における公正で自由な競争の重要性を 認識するとともに、反競争的行為が市場の適切な機能を歪め、貿易及び投資の自 由化による利益を損なうおそれがあることを認めることを規定する。

● 反競争的行為

各締約者は、本協定の原則を達成するため、国内法令に従い、反競争的行為に 対して適当と認める措置をとることを規定する。

● 法的枠組み

各締約者は、経済活動に従事する全ての企業に適用され、かつ、反競争的行為 に効果的な様態で対処する競争法を維持すること等を規定する。

● 運用上の独立

各締約者は、競争法の効果的な執行について責任及び権限を有する運用上独立 した当局を維持することを規定する。

● 無差別待遇

各締約者は、競争法の適用に当たり、企業の国籍及び所有の形態に関わらず、 全ての企業に対する無差別原則を尊重することを規定する。

● 手続の公正な実施

各締約者は、競争法の適用に当たり、企業の国籍及び所有の形態に関わらず、 全ての企業に対する手続の公正な実施の原則を尊重することを規定する。

● 透明性

各締約者は、透明性のある様態で競争法を適用するとともに、競争政策の透明性を促進することを規定する。

● 執行協力

締約者は、競争政策の進展及び執行活動に関し、日EC独占禁止協力協定の枠組みにおいて、競争当局間で協力及び調整を促進することが共通の利益になることを認めること等を規定する。

紛争解決手続の不適用

本協定の紛争解決手続が、競争に関する規定について適用されないことを規定する。

12 補助金

(1) 概要

● 自由な貿易・投資を確保するために、一定の条件を満たす補助金について、通報、 協議、一定の類型の補助金の禁止等を規定する。

(2) 主な内容

● 原則

締約者は、公共政策の目的を達成するために必要なときは補助金を交付することができること、しかしながら、一定の補助金は市場の適切な機能を歪め、貿易及び投資の自由化による利益を損なうおそれがあることを認めること等を規定する。

● 通報

各締約者は、当該締約者が交付し又は維持している一定の条件を満たす補助金に係る法的根拠、形式、金額又は予算及び、適当な場合には、受給者の名称を2年に一度英語にて他方の締約者に通報すること等を規定する。

● 協議

一方の締約者が、他方の締約者の補助金が貿易又は投資の利益に著しい悪影響を及ぼしている又はそのおそれがあると考える場合には、一定の条件を満たすことにより、両締約者は協議を開始すること等を規定する。

● 禁止される補助金

政府又は公的機関が期間及び金額に関する制限なしに企業の債務を保証する 法的又はその他の取決め、並びに確かな再建計画なく破綻企業又は経営不振企業 に交付する補助金のうち、貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼし得る ものを禁止することを規定する。

● 補助金の用途

各締約者は、企業が交付された補助金の特定の目的のためにのみ当該補助金を 使用することを確保することを規定する。

● 紛争解決手続の不適用

本協定の紛争解決に関する手続は、補助金の協議の結果に関しては適用されないことを規定する。

13 国有企業

(1) 概要

● 自由な貿易・投資を確保するために、国有企業、指定独占企業等が、物品又はサービスを購入し、又は販売するに当たり、商業的考慮に従って行動すること、及び他方の締約者の企業に対して内国民待遇を与えることを確保することのほか、規制の枠組み、情報交換等について規定する。

(2) 主な内容

● 一般規定

この章の規定は、締約者が国有企業、指定独占企業等を新たに設立し又は維持すること等を妨げるものではないこと等を規定する。

● 無差別待遇及び商業的考慮

各締約者は,国有企業,指定独占企業等が物品又はサービスを購入し又は販売するに当たり,一定の場合を除き商業的考慮に従って行動すること,他方の締約者の企業の物品又はサービスに対し,自国・地域の企業の同種の物品又はサービスに与えるものよりも不利でない待遇を与えることを確保すること等を規定する。

● 規制の枠組み

締約者は、OECD国有企業のコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを含む、関連する国際的な基準の活用を尊重し及び最大限利用すること、規制当局等がその規制するいかなる企業からも分離され、その規制するいかなる企業に対しても責任を負わず、かつ、全ての企業に関し、同種の環境において中立的に行動することを確保すること等を規定する。

● 情報交換

締約者は、他方の締約者の国有企業、指定独占企業等が締約者の利益に悪影響を及ぼしていると締約者が信じるに足りる理由がある場合には、他方の締約者に対して情報提供を要請することができること等を規定する。

14 知的財産

(1) 概要

- 本章は、特許、商標、意匠、著作権及び関連する権利、地理的表示、植物の新品種、営業上の秘密及び医薬品等の開示されていない試験データその他のデータ等の知的財産を対象とする。
- 日EU双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ,これらの知的財産について,知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)よりも高度又は詳細な規律を定める観点から,知的財産に関する制度の運用における透明化,十分かつ効果的な実体的権利保護を確保するとともに,知的財産の権利行使,協力及び協議メカニズム等について規定し,知的財産の保護と利用の推進を図る内容となっている。
- 地理的表示(GI)について、農産品及び酒類GIの保護のための双方の制度と対象を確認し、TRIPS協定第23条と概ね同等の高いレベルでの相互保護を規定する。

(2) 主な内容

ア 一般規定

● 国際協定,内国民待遇,最恵国待遇,手続事項及び透明性,知的財産の保護に関する啓発の促進等について規定する。

イ 知的財産に関する基準

● 著作権及び関連する権利

著作者、実演家、レコード製作者及び放送機関の権利の保護、著作物等の保護期間の延長(著作者の死後70年等)、権利の制限と例外等について規定する。

● 商標

商標権者の排他的権利及び例外,商標を表示するラベル・パッケージを商標権者の許諾を得ずに製造・輸入等する行為の禁止,周知商標の保護について規定する。

● 地理的表示(GI)

附属書に掲載される双方の農産品及び酒類のGIにTRIPS協定第23条と 概ね同等の高いレベルの保護を与えること等を規定する。

権限のある当局に対し、自国・地域の法令に従い、職権で又は関係者の要請に応じて、附属書に掲載されるGIを保護するために必要な措置をとる権限を与えることを規定する。

知的財産に関する委員会において、附属書に掲載されるGIのリストを修正することができることを規定する。

附属書に掲載されるGIの保護の継続に影響を与える事由が生じた場合に、要請に応じて締約者間で協議を行うことを規定する。

● 意匠

意匠権者の排他的権利及び例外、秘密意匠制度、意匠権の存続期間等について

規定する。

● 未登録の商品形態

商品の形態の模倣行為に対して法的救済手段を設けることを規定する。

● 特許

特許権者の排他的権利及び例外,特許制度の国際調和に向けた協力,審査結果の相互利用促進に向けた協力等について規定する。また,医薬品及び農薬に係る特許の保護期間延長について規定する。

■ 営業上の秘密及び開示されていない試験データその他のデータ

営業上の秘密の不正取得・開示・使用に対する保護、医薬品及び農薬の販売承認手続における試験データの保護等について規定する。

● 植物の新品種

植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)の1991年改正条約上の 権利・義務に従い、植物新品種の保護を与えることについて規定する。

● 不正競争

不正競争行為に対する効果的な保護、ドメイン名(国別トップレベルドメイン) の不正登録行為に対する救済措置等について規定する。

ウ 知的財産の権利行使

民事上の救済に係る権利行使

知的財産侵害に対する民事上の救済手続に関し、証拠保全措置、暫定的・予防 的措置、差止命令、損害賠償等について規定する。

● 営業上の秘密の不正使用に対する権利行使

営業上の秘密の不正使用に対する民事上の救済手続に関し、差止命令、損害賠償、秘密保持命令等について規定する。

● 国境措置に係る権利行使

税関における知的財産侵害物品の差止申立制度,職権による水際取締り,権利 者への情報提供,税関当局間の協力等について規定する。

エ 協力及び協議メカニズム

● 協力

知的財産分野において、情報交換、経験及びスキルの共有その他の形態等による協力を行うことについて規定する。

● 知的財産に関する委員会

本章の規定の効果的な実施のために、知的財産に関する委員会を設立することについて規定する。

15 コーポレート・ガバナンス

(1) 概要

● 健全なコーポレート・ガバナンス(企業統治)の発展という観点から、日EU双方の既存の制度等を踏まえ、各国の状況に応じた柔軟な対応を確保できる規定とすべきとの方針で、一般原則を定めるとともに、株主の権利、取締役会の役割及び株式の公開買付等に係る基本的要素について規定する。

(2) 主な内容

● 一般原則

上場会社に関する重要な事項の適時かつ正確な情報開示を行うコーポレート・ガバナンスの枠組みの重要性や経営陣及び取締役会の説明責任の重要性に係る認識等を規定する。

● 株主の権利

締約者のコーポレート・ガバナンスの枠組みには、株主総会での議決権や取締役会の構成員の選解任に関する株主の権利の効果的な行使の保護及び円滑化を目的とする規定を含めること等を規定する。

● 取締役会の役割

締約者のコーポレート・ガバナンスの枠組みには、取締役会による経営陣の実効的監督、株主への取締役会の説明責任の確保及び取締役会の構成等に係る十分な情報開示の確保を目的とする規定を含めることを規定する。

● 株式の公開買付け

透明な価格及び公正な条件の下で上場会社の株式の公開買付けが行われることを可能とすることを目的とする規則及び手続を提供することを規定する。

● 紛争解決手続の不適用

本協定の紛争解決手続が、コーポレート・ガバナンスに関する規定について適用されないことを規定する。

16 貿易と持続可能な開発

(1) 概要

- 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に関し、労働者の基本的権利(結社の自由・団体交渉権、強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃)の尊重、貿易又は投資に影響を及ぼす態様による環境・労働関係法令からの逸脱の禁止、環境・労働に関連する国際約束の重要性の確認、環境技術の促進等における日EU間での協力促進について規定する。
- 本章の効果的な実施のための特別委員会の設立のほか、市民社会との共同対話の 開催等について規定する。

(2) 主な内容

● 目的

両締約者は、アジェンダ21等の環境や労働に係る成果文書を考慮に入れつつ、 現在及び将来の世代の福祉のための持続可能な開発に貢献する形で、国際貿易の 発展を促進する重要性を認識すること等について規定する。

● 規制する権利及び保護水準

各締約者は、法令及び関連政策が高い水準の環境及び労働保護を定めるよう努めること、これらの法令及び基礎となる保護水準を継続的に改善していくよう努めること等を規定する。

また、両締約者は、各々の国内の環境又は労働法令が提供する保護の水準の緩和又は低下を通じて、貿易及び投資を奨励してはならないこと等を規定する。

● 国際労働基準及び条約

両締約者は、国際労働機関(ILO)に参加することから生ずる義務を再確認すること、ILOの労働における基本的な原則及び権利に関する宣言等に関する各締約者の約束を再確認すること、労働者の基本的権利に関する国際的に認識された原則(結社の自由・団体交渉権、強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃)を、それぞれの法律及び慣行において尊重し、推進し及び実現することを規定するとともに、各締約者は、適当と認めるILO基本条約及びその他のILO条約の批准に努めること、ILO条約の締結について情報交換を行うこと等について規定する。

● 多国間環境条約

両締約者は、国際社会がグローバルな又は地域の環境問題に取り組むための多国間のガバナンスの手段として、多国間環境条約(とりわけ両締約者が締結しているもの)の重要性を強調すること等を規定する。

また、両締約者は、気候変動枠組条約及びパリ協定を効果的に実施するという 約束を再確認すること、気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的の 達成に向けて、気候変動に対処するための措置をとるために協力することを約束 すること等について規定する。

● 持続可能な開発を助ける貿易と投資

両締約者は、貿易及び投資の経済的、社会的及び環境的な側面における、持続

可能な開発の目標に対する貢献を強化することの重要性を認識する。

● 生物多様性

各締約者は、締結している関連の国際約束に従って、生物多様性の保全及び持続的な利用を確保する重要性を認識すること、関連する情報を交換すること等について規定する。

申請可能な森林経営並びに木材及び木材製品の貿易

両締約者は、違法伐採及びそれに関連する貿易への対処に貢献すること、関連 する情報を交換すること等について規定する。

● 漁業資源の貿易及び持続可能な利用並びに持続可能な養殖

両締約者は、漁業資源の保存、持続可能な利用及び管理を確保すること、海洋生態系を保全すること並びに責任ある持続可能な養殖を促進することの重要性について認識すること等を規定する。また、各締約者は、地域漁業管理機関等を通じて漁業資源の保存及び持続可能な利用を促進すること、違法・無報告・無規制漁業に対処するための効果的な措置を採用・実施すること等について規定する。

● 科学的な情報

両締約者は、貿易又は投資に影響を及ぼし得る環境条件又は労働条件の保護を 目的とした措置の準備及び実施に当たり、利用可能な科学技術情報等を考慮する ことについて規定する。

● 協力

両締約者は、環境及び労働政策の側面に関係する貿易と投資に係る協力の重要性を認識し、低炭素技術を始めとする環境技術の促進等を含む国際的な気候変動枠組等の貿易関係側面や、生物多様性の保全及び持続可能な利用等の促進等について協力することを規定する。

● 貿易及び持続可能な開発に関する委員会

本分野の規定の効果的な実施のために、貿易及び持続可能な開発に関する委員会を設立することについて規定する。

● 市民社会との共同対話

両締約者は, 市民社会の組織と共同対話を開催すること, その対話において本 分野の規定の実施について情報を提供すること等を規定する。

● 政府間の協議

本章の解釈及び適用に関する問題について両締約者間で見解の相違がある場合には、本協定の紛争解決手続は適用されず、両締約者は相互に満足すべき解決に達するよう協議をすること、同協議によって解決が得られない場合には、貿易及び持続可能な開発に関する委員会が開催されること等について規定する。

専門家パネル

政府間協議,貿易及び持続可能な開発に関する委員会において,両締約者が相互に満足すべき解決に達しなかった場合,一方の締約者は専門家パネルの招集を要請できること,専門家パネルは報告書を提出し,両締約者は専門家パネルの報告を考慮しつつ問題の解決のための措置について議論すること等について規定する。

● 見直し

貿易及び持続可能な開発に関する委員会及び政府間協議、専門家パネルに関する規定の実施の見直しについて規定する。

17 透明性

(1) 概要

● 本協定の対象となる事項に関する法令等を速やかに公表すること、一般に適用される措置に関する照会、一般に適用される措置の運用、行政上の行為の審査及び 是正のため司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を 採用又は維持すること等について規定する。

(2) 主な内容

● 透明性のある規制環境

両締約者は、それぞれの規制環境が日EU間の貿易・投資に与える影響を認識し、中小企業等の事業者等にとって効果的かつ予測可能で、透明性のある規制環境を提供することを規定する。

● 公表

各締約者は、一般に適用される措置を、その目的及び必要性に関する説明と共に、可能な場合には英語のウェブサイトのような電子的手段によって、速やかに公表、又は公に利用可能なものとすること、然るべく正当化される場合を除いて、一般に適用される措置を公表し又は公に利用可能なものにしてから当該措置が効力を生ずるまでに、適切な期間を置くよう努めることを規定する。

● 照会

各締約者は、他方の締約者の要請に応じて、合理的な期間内に、当該他方の締約者からの一般に適用される措置に関する個別の質問に回答し、情報を提供すること、権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に利用可能なものとすることを規定する。

また、各締約者は、一般に適用される措置に関する、締約者の者からの照会に 回答する仕組みを設置し、又は維持すること等を規定する。

● 一般に適用される措置の運用

各締約者は、一般に適用される全ての措置を一貫性のある、客観的、公平かつ 合理的な態様で運用すること、特定の場合において、一般に適用される措置を他 方の締約者の者、物品又はサービスに適用するに当たり、行政手続により影響を 受ける者に対し、その手続の開始についての通報を行うこと、最終的な行政上の 決定の前に当該者に主張の機会を提供すること等を規定する。

● 審査及び上訴

各締約者は、本協定の対象となる事項に関する行政上の行為の、速やかな審査 及び正当な理由がある場合にはその是正のために、司法裁判所、仲裁裁判所若し くは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を採用し、又は維持すること等を規定する。

18 規制協力

(1) 概要

- 本協定の対象となる日EUそれぞれの規制について、規制措置案の事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、規制に関する良い慣行についての情報交換、規制協力活動、計画中又は既存の規制措置に関する情報交換等について規定する。そのほか、日EU間の協力等を推進するために、特別委員会を設立することについて規定する。
- 動物福祉に関し、日EU双方がそれぞれの法令への理解を深めるため、両締約者の利益にかなう形で協力することとし、作業計画の作成、情報交換のための技術作業部会の設置について規定する。

(2) 主な内容

ア 一般規定

● 規制の手続及び仕組み

各締約者は、規制当局が規制措置の策定、評価又は見直しを行う手続及び仕組 みの説明を公表すること等を規定する。

● 規制措置案に関する早期の情報提供

各締約者の規制当局は、主要な規制措置案のリスト、その適用範囲及び目的に 関する簡潔な説明を付して少なくとも年1回公表すること等を規定する。

● 意見公募手続

各締約者の規制当局は、主要な規制措置の立案に当たり、それぞれの規則及び 手続に従って、規制措置案等を公表すること、意見提出のための合理的な機会を 与えること、提出された意見を考慮すること等を規定する。

● 規制措置に関する評価

各締約者の規制当局は、主要な規制措置案について、それぞれの規則及び手続に従って影響評価の実施に努めること、また、施行されている規制措置について、 定期的な事後評価を促進するための手続又は仕組みを維持すること等を規定する。

規制に関する良い慣行についての情報交換

締約者の規制当局は、規制に関する良い慣行(影響評価又は事後評価に関する 慣行等を含む。)についての情報の交換に努めることを規定する。

● 規制協力活動

締約者が規制協力活動を提案することを決定した時は、当該締約者は、指定された連絡部局を通じて提案を提出すること、他方の締約者は、提案を検討し、提案された活動が規制協力に適するかどうかを提案した締約者に通知すること、提案は、一方の締約者の要請に応じ、規制協力委員会で議論されること等を規定する。

● 規制協力に関する委員会及び連絡部局

規制協力に関する委員会は、特に、規制協力の提案に関する議論、規制に関する良い慣行についての情報交換及び促進等を行うことができること、各締約者は、

規制協力のための連絡部局を指定すること等を規定する。

規制措置案又は既存の規制措置に関する情報交換

各締約者は、連絡部局を通じ、規制措置案又は既存の規制措置に関する情報提供及び説明を求めることができること等を規定する。

イ 動物福祉

● 締約者が、それぞれの法令への理解を深めるため、両締約者の利益にかなう形で、飼養された動物に焦点を当て、動物福祉について協力することを規定する。 そのため、作業計画の作成、情報交換のための技術作業部会の設置について規定する。

ウ 最終規定

紛争解決手続の不適用

本協定の紛争解決手続は、規制協力に関する規定について適用されないことを規定する。

19 農業協力

(1) 概要

- 両締約者間の更なる経済発展に向け、農産品・食品の貿易を促進するための特別 委員会の設立等、日EU政府間の枠組みについて規定する。
- 農産品・食品の貿易促進、農業の生産性・持続可能性の向上、食品製造における 技術向上等に関する協力を行うことを規定する。

(2) 主な内容

● 農業協力に関する委員会

両締約者の間の農業や食品分野における協力の促進を目的として、農業協力に 関する委員会を設立することについて規定する。

● 協力

各締約者は、それぞれの法令の範囲内で、農業及び食品分野におけるビジネス環境の更なる改善のための措置をとること等を規定する。

● 情報の要請

各締約者は、農産品又は食品に関する他方の締約者の措置につき情報提供等を要請することができること、要請を受けた締約者は、可能な限り早期に書面にてコメントを提供することを規定する。

● 連絡

各締約者は、本章に関する事項について両締約者間の連絡を円滑化するための 連絡部局を指定すること等を規定する。

● 他章との関係

両締約者間で別途合意する場合を除き、本章は、物品貿易章、貿易の技術的障害(TBT)章、衛生植物検疫(SPS)措置章及び知的財産章の対象には適用されないことを規定する。

● 紛争解決

本協定の紛争解決手続は、本章に適用されないことを規定する。

20 中小企業

(1) 概要

 ● 各締約者は本協定に関連する情報を掲載するための自らのウェブサイトを開設し、 日EUそれぞれの中小企業が他方の締約者の市場に参入するために必要な情報を 含めること、日EUそれぞれにおいて中小企業のための連絡部局を指定すること 等を規定する。

(2) 主な内容

● 目的

両締約者は、中小企業に係る事項に関する締約者間の協力を強化するための又は中小企業に特に有益となり得る本分野の規定及び本協定の他の規定の重要性を認識することについて規定する。

● 情報提供

各締約者は、本協定の条文、概要及び中小企業のための情報を含む自らのウェブサイトであって公にアクセス可能なものを開設し又は維持すること、そのウェブサイトに、他方の締約者の同様のウェブサイトへのリンク政府機関その他適当な団体のウェブサイト(関税制度及び税関手続、知的財産権に関する法令及び手続、輸出入に関連する衛生植物関連措置、政府調達の公示、企業の登記に関する手続、輸入手続時に徴収される税及びその他締約者が中小企業に有益と考える情報を提供するウェブサイト)へのリンク、日欧産業協力センターのウェブサイトへのリンク、及び締約者が適当と考える場合には関税等の情報を含み関税品目表番号によって電子的に検索可能なデータベースへのリンクを含めること等を規定する。

● 連絡部局

中小企業に関する連絡部局の指定等について規定する。

● 紛争解決手続の不適用

本協定の紛争解決手続が、中小企業に関する規定について適用されないことを規定する。

21 紛争解決

(1) 概要

本協定の解釈又は適用に関する日EU間の紛争を解決する際の協議、仲介、パネル手続等について規定する。

(2) 主な内容

● 協議

締約者は、紛争について協議によって解決するように努めること、他の締約者 との協議を書面により要請することができること、協議の開始に関する手続き及 び協議の期限等を規定する。

● 仲介

締約者は、本章の適用範囲内の問題について、両締約者の合意により、いつで も仲介手続を開始できること等を規定する。

● パネルの設置

締約者が、問題を特定の期間内に協議を通じ解決することができなかった場合には、パネルの設置を書面で要請することができることを規定する。

● パネルの構成

パネルは3名の仲裁人で構成されること、10日以内に3名の仲裁人が合意されない場合に、3名の仲裁人を選定するための手続等について規定する。

● 仲裁人のリスト

パネルを構成し得る仲裁人9名のリストの作成方法等について規定する。

● 仲裁人の資格

仲裁人は、法律、国際貿易等についての専門知識などを有すること、独立で個人の資格で職務に当たり、特定の政府や機関からの指示を受けないこと等を規定する。

● パネルの任務

パネルが、付託される問題を客観的に評価すること、両締約者と定期的に協議し双方が合意できる解決のための機会を提供する等について規定する。

● パネルの手続

仲裁人は、中間報告書及び最終報告書の作成に全ての責任を負うこと、秘密の 遵守等について規定する。

● 中間報告書

パネルは両締約者に中間報告書の案を送付し、両締約者は、中間報告書の正確 性について再検討することを書面でパネルに要請できること等について規定す る。

● 最終報告書の実施

被申立者は、パネルの最終報告書を迅速に、かつ、誠実に実施するために必要 なあらゆる措置をとること、その進捗について申し立て者に通報すること等を規 定する。

● 不履行の一時的救済

不履行があった場合の一時的な補償、譲許・義務の停止等について規定する。

● 場の選択

申立者は、本協定の義務及び両締約者が締結しているその他の国際協定の同等 の義務に違反する特定の措置について紛争が生じる場合には、同紛争を解決する ためのいずれかの場を選択することができること等について規定する。

22 制度的規則

(1) 概要

本協定の実施、運用等に関する問題の検討等を行う合同委員会の設置及びその任務・意思決定の方式、合同委員会の下に置かれる特別委員会等の設置、日EU間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定等の組織的事項について規定する。

(2) 主な内容

● 合同委員会

両締約者は、合同委員会を設置すること、合同委員会は、本協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するため、本協定の実施及び運用を見直し及び監視すること、本協定に基づき設置される全ての特別委員会、作業部会及びその他の組織の作業を監督及び調整すること等を規定する。

● 決定及び勧告

合同委員会は、本協定の規定に従い決定及び勧告を行うことができること、両 締約者はその決定の履行に必要な措置をとること等を規定する。

● 特別委員会

合同委員会の支援の下で、特別委員会が設置されること、特別委員会の議長は日本及びEUの適当なレベルの代表が務めること、特別委員会は、会合の予定及び議題を合同委員会に通知するとともに、会合の結果及び結論を合同委員会に報告すること等を規定する。

● 作業部会

本協定の個別分野に関して作業部会が設置されること等を規定する。

◆ 特別委員会、作業部会及びその他の組織の作業

特別委員会,作業部会及びその他の組織は,それらの運営を実施するに当たり,作業の重複を回避することを規定する。

● 連絡部局

各締約者は、連絡部局を指定すること等を規定する。

23 最終規定

(1) 概要

● 本協定の改正、効力発生、正文等について規定する。

(2) 主な内容

● 協定の実施,運用の一般的な見直し

本協定発効後10年目の年又は両締約者が合意する場合には、本協定の実施、 運用についての一般的な見直しについて、検討を行うことを規定する。

● 改正

本協定は、両締約者間の合意により改正されること、かかる改正は、本協定の効力発生のために各々必要な法的手続が完了した後、その旨を互いに通報した日の翌々月の初日又は両締約者間の合意により定めた日に効力を生じること等を規定。また、本規定で予め定める本協定の一部については、合同委員会の決定により改正を行うことができることを規定する。

● 効力発生

本協定の効力は、本協定の効力発生のために各々必要な法的手続が完了した後、 その旨を互いに通報した日の翌々月の初日又は両締約者間の合意により定めた 日に生じること等を規定する。

終了

一方の締約者が書面により本協定の終了の意図を他方に通知する場合は、原則 として通知の受領6箇月後に本協定は終了することを規定する。

● 個人への直接効果の否定

本協定のいかなる規定も、個人に対して直接的に権利を付与し又は義務を課すものではないことを規定する。

● 附属書等

本協定の附属書等が本協定の不可分の一部を成すことを規定する。

● EUへの新規加盟

EUに新規加盟国がある場合における. 本協定に関して必要な手続を規定する。

● 正文

本協定の正文が日本語、英語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、エストニア語、デンマーク語、オランダ語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語であること等を規定する。

(注)本資料は、交渉妥結時の協定テキスト案に基づいて作成した。その後の作業によって、変更があり得る。

(了)